



## 4月給与で昇給号給の確認を

新昇給制度がスタートし、今年度で8年目です。

年1回の昇給月である4月の給与支給明細書（職員ポータルからダウンロード）で自分の号給を確認しましょう。

### あなたの昇給号数はどうなっていますか？

～自分の号給をチェックしよう～

平成 年 月 給与	表示	給与	閉じる
職員番号	氏名	給	出納区分
給料表	級号給	掛	市町村
支払区分	所管課	科目	事業

確認する  
場所はここ!!

### <あなたの昇給号数チェック表>

年 度	号 給	昇給号数	区分
2009年度			
2010年度			
2011年度			
2012年度			
2013年度			
2014年度			
2015年度			
2016年度			

●号給が100を超える方は、記号表記です。

例：2-A3→2-103 2-B5→2-115  
2-C7→2-127 1-D9→1-139  
1-E8→1-148 1-F1→1-151

●前年度の号給と比べて増えた分が昇給号数です。

例：15年4月2-55→16年4月2-59

4号給昇給で「C」の区分に該当

●職務能力伸長者（教育職の場合：勤務年数が15年経過と50歳の教職員）は、「特に良好(B)」となります。

●4月1日付けて「給与制度の総合的見直し」が実施され、現給保障者がいます。

●過去の内申状況がわからない方は校長に確認できます。校長は、教職員から内申状況を問われたときは見せなければならないことになっています。

## なぜ確認が必要なの？

高教組は、岩教組・県立学校事務職組・高現組・県教委事務職組と岩手県教育公務員連絡会議（教公連）を組織し、県教委がすすめた新昇給制度に対応しました。

県教育長と4度直接交渉を行い、その結果、教公連の要求がほぼ受け入れられました。教育長の回答には「学校がチームワークで運営されている観点に配慮し、昇給加算の運用について十分に配慮すること」「一定の勤続年数や年齢での職務能力の伸長に着目した昇給加算が必要であること」とあります。これは運用で一定期間内に全員を昇給させることを意味します。

## <昇給号数と配分率>

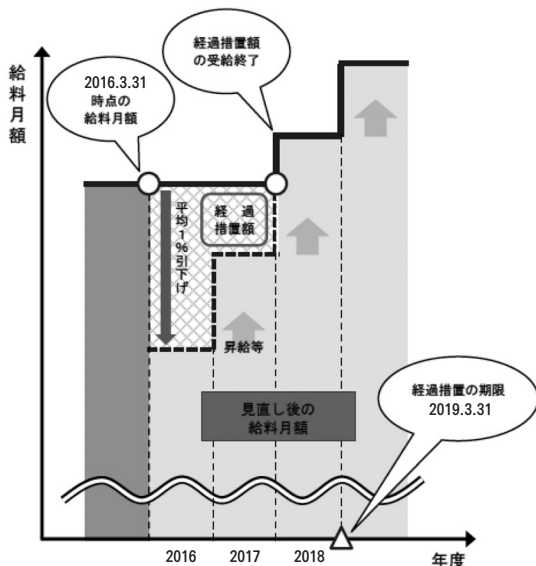
区分	極めて良好 (A)	特に良好 (B)	良好 (C)	やや良好でない (D)	良好でない (E)
昇給号（～54歳）	8号給	6号給	4号給	2号給	なし
昇給号（55歳～）	2号給	1号給	なし	なし	なし
配分率	5%以内	15～20%以内	75～80%程度	—	—

※現業職員（行政職2級）は新昇給制度に該当しないため、57歳まで4号給昇となります。

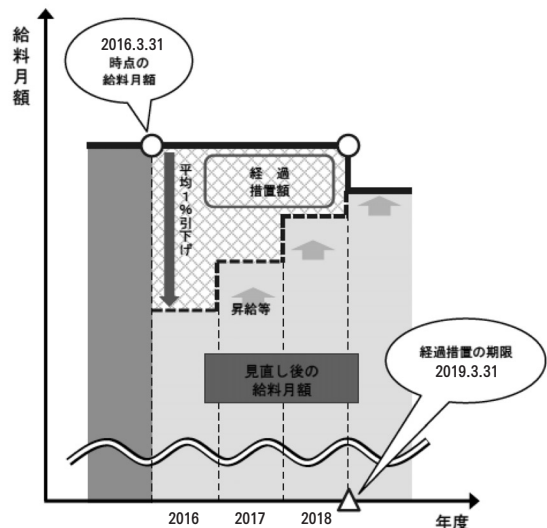
## <「給与制度の総合的見直し」実施に伴う3年間の現給保障>

給与制度の総合的見直しにより給与表水準の引き下げとなった職員で、引き下げ後の給与月額が、切替日の前日（2016年3月31日）に受けていた給与月額に達しない職員に対しては、2016年4月1日から2019年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額が支給されます。

### 早期に経過措置の対象者でなくなる場合



### 3年間、経過措置の対象者である場合



## 自分の内申が「変だな？」と思ったら問い合わせをしよう

過去の給与履歴で自分の内申に疑問を感じたら、組合本部または県教委の相談窓口にお問い合わせをしましょう。

**新昇給制度に係る相談窓口（県教委）：019-629-6123**